

保険税は納期内に納めましょう

●保険税は、世帯ごとに世帯主に対して課税されます。

保険税は、皆さんが病気やケガをしたときの医療費に充てる重要な財源となります。必ず納期限までに納めてください。

① 保険税の納税義務者は世帯主です。

世帯に国保加入者がいる場合、世帯主の保険が国保以外であっても、その世帯主が納税義務者となります。

② 保険税は年度ごとに計算して決定します。

ただし、年度途中で世帯の加入者数に変更があったとき、申告により所得が変更になったときなどは再計算して、税額を変更します。

・途中で加入した場合

加入した月から月割で計算

・途中で脱退した場合

脱退した月の前月分までの月割

計算

③ 加入の届出が遅れると、資格を取得した月までさかのぼって、保険税を納付していただくことになります。

● 保険税を滞納すると...

- 1 納期限を過ぎると督促状が送付されます。延滞金が増加される場合があります。
- 2 短期被保険者証が交付されます。短期被保険者証とは、通常の被保険者証より有効期限が短い保険証のことをいい、毎回、市役所窓口での更新手続きが必要になります。
- 3 納期限から1年を過ぎると、保険証ではなく、資格証明書が交付される場合があります。

資格証明書とは、国民健康保険の被保険者であることを証明するもので、保険証のような効力はありません。医療機関等を受診したときは、医療費は全額自己負担となります。

4 納期限から1年6か月を過ぎると、保険給付(高額療養費、葬祭費、療養費など)の全部または一部が差し止めになります。

5 さらに滞納が続くと、保険給付費の給付の全部または一部が滞納保険税に充てられます。

※ その他、財産(給与・預貯金・生命保険・不動産など)の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

保険税の納付が困難になったときは、早めに収納課にご相談ください。

(収納課 内線126～129)

市民110番の家計改善相談では、市税の納付や多重債務で困っている方の家計診断や生活設計のアドバイスを行っています。相談は、事前のご予約が必要です。

(市民110番 内線193・194)

口座振替のご利用を!

保険税の納付は、便利で確実な口座振替をご利用しましょう。

● 申込みに必要なもの

- ・大村市市税等口座振替納付依頼書
- ・保険税納付書等(通知書番号等)
- ・通帳(引き落とし口座番号等)
- ・印かん(通帳届出印)

● 受付窓口

取扱金融機関へ直接お申し込みください。
 □ 振納付依頼書は取扱金融機関にもありません。

ペイジー口座振替受付サービス



キャッシュカード認証で簡単に申込みができます。

対象金融機関

- ・十八親和銀行
- ・長崎県央農協
- ・ゆうちょ銀行

必要なもの

- ・キャッシュカード
- ・暗証番号
- ・本人確認書類

受付窓口

税務課、収納課、国保けんこう課

※金融機関窓口では実施していません。

スマホ収納を開始しました

ご利用可能アプリ

- ・PayPay
- ・LINE Pay
- ・PayB
- ・支払秘書

詳しくはホームページをご確認ください。



※後期高齢者医療保険料にはご利用いただけません。